

いずみナーサリー保育士公募について

国立大学法人お茶の水女子大学長  
佐々木 泰子（公印省略）

国立大学法人お茶の水女子大学いずみナーサリーでは下記の要領により、いずみナーサリー保育士を公募します。ご希望の方は書類を調べて期限内にご提出ください。

記

1. 職名及び人員 保育士 1名
2. 所 属 お茶の水女子大学いずみナーサリー
3. 勤務場所 お茶の水女子大学  
東京都文京区大塚2丁目1番22号  
最寄駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
4. 職務内容 保育所の乳幼児保育に関する保育業務及び研究業務、大学と附属学校園等の連携に関わる研究・教育への参加
5. 応募資格 (1)保育士資格を有していること（2022年3月31日までに取得見込みの場合も含む）。  
(2)幼稚園教諭免許を併有していることが望ましい。  
(3)乳児保育の経験を有すること。  
(4)保育に関する研究に熱意があること。
6. 雇用期間 2022年4月1日以降手続き完了日から3年（勤務成績等により、1回に限り更新することが有り得る。更新後の雇用期間は2年とする。また、テニユア審査を実施することがある）。なお、採用日の前に本学と雇用契約があった者については、国立大学法人お茶の水女子大学任期付職員規程第3～4条の規定により、直近の有期雇用契約終了日から、契約のない期間が一定以上経過していない場合は雇用を制限することがある。  
試用期間：採用日から6か月（職務内容、労働条件は同じ）
7. 就業時間 8時15分～17時又は9時～17時45分（休憩時間60分を含む）
8. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程による。  
休日：原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）  
ただし、業務の都合上、上記休日を勤務日として勤務することがある。  
休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
9. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給する。  
税金及び福利厚生費（雇用保険料、共済組合掛金）の自己負担分を控除する。
10. 手 当 国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給する。  
（ただし、通勤距離が2km未満の場合は通勤手当を支給しない。また、採用日が月の中途の場合、通勤手当は翌月から支給する。）
11. 退職手当 なし。
12. 加入保険 労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合に加入する。
13. 雇 用 主 国立大学法人お茶の水女子大学長
14. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項  
キャンパス内全面禁煙
15. 提出書類 (1)履歴書（写真貼付、捺印、PCからのメールを受信可能なメールアドレスを記載）  
(2)保育士資格証明書又は保育士登録証（複写可）  
(3)以下のテーマについてそれぞれA4判1枚程度にまとめたもの。  
①これまでの保育実践・研究について  
②いずみナーサリーで取り組んでみたい保育実践・研究  
(4)返信用葉書（書類受理通知用、宛先明記のこと）  
(5)応募書類返送用封筒（【備考】参照）  
なお、(1)、(2)、(3)は、書式をA4判に統一すること

16. 選考方法 附属学校部に設置する保育士選考委員会が選考を行う。  
(1)第1次選考 書類審査  
選考結果は、本人宛に郵送通知します。  
(2)第2次選考 第1次選考合格者に対してのみ面接審査・実技審査（保育に参加していただきます） 実施日時は、2022年1月11～14日の平日いずれかとし、第1次選考合格者と相談の上、決定します。  
なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。  
最終的な選考結果は、本人宛に郵送にて通知致します。
17. 提出期限 2021年12月15日（水）必着
18. 提出方法 封筒表面に「いずみナーサリー保育士応募書類在中」と朱記し、書留又は簡易書留で郵送のこと。
19. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号  
国立大学法人お茶の水女子大学長 佐々木泰子 宛
20. 問合せ先 お茶の水女子大学いずみナーサリー 主任保育士 菊地 知子  
TEL:03-5978-5337 FAX:03-5978-5337 E-mail : kikuchi.tomoko@ocha.ac.jp

#### 【備考】

1. 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報には正当な理由なしに第三者へ提供することは一切ありません。
2. 応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますので御了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手等貼付、返送宛先明記）を同封してください。
3. 本学は、次世代育成支援対策推進法（第13条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。



「くるみんマーク」